生　徒　心　得

第1章　一般心得

生徒は人間形成の過程において､高等学校における学習の重要なことを自覚し､真理を究め、正義を愛し、誠実な心情を持ち、生徒としての誇りを忘れることなく、自主的精神に満ちた平和な社会の形成者となるよう努力しなければならない。

1　学則を守り、学校の教育目標に到達するよう努力すること。
2　積極的に学習に励み、より高い知性と豊かな教養を身に付けるよう心掛けること。
3　広く交友を求め、すべての人に対して礼節を尽くし、豊かな人間性を養うよう心掛けること。
4　自己の言動に責任を持ち、創造性、建設的意見を積極的に述べること。
5　学校生活全般にわたり、生徒として相互に助け合う精神を持つよう努めること。
6　いかなる場合においても、暴力的、威圧的言動をとることなく、高校生としての品位と知性を保持すること。
7　勤労学生は職業人としての自覚を持つことはもちろん、あくまでも高校生としての本分を守って、明朗な精神、健康の保持に努めること。

第2章　学　業

学業は生徒の本分である。各教科などの学びを通じて、「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の３つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育んでいくことを目指す。

1　授業には真剣な態度で臨むこと。
2　質疑は活発に行い、あくまでも真理を求める精神を失わないこと。
3　予習や復習の学習計画を立て、積極的に自学自習に努めること。
4　テストは厳正に受験し、不正行為は慎むこと。

第3章　礼　儀

礼儀は相互の敬愛が現れるものであり、社会生活が秩序よく営まれる基本となるものであるから、全ての人に対して礼節を尽くすことによって、信頼と敬意の念を高める心掛けが大切である。

1　校内外を問わず、教職員(全定の別なく)、目上の人や知人に対して礼をすること。
2　生徒間では相互にあいさつを交わし、友愛を深めること。
3　校内への来客には、会釈をし、礼儀を正しくすること。
4　正しく丁寧な言葉を使い、応対は粗野にならないようにすること。

第4章　服　装

1　本校生徒は原則制服を着用すること。

(1) 男子は黒の標準型学生服に所定のボタンを付け、右襟に校章を付けること。ズボンはストレート型とし、オリジナルスタイルのものは一切認めない。

夏型(6 月 1 日～9 月 30 日)は上衣を着用しなくてもよい。なお、その場合は白ワイシャツを着用のこと。

(2) 女子は濃紺、襟は３本白線入り、茶色ネクタイ、ひだスカートのセーラー服とし、左胸に校章を付けること。

夏期は白のセーラー服を着用すること。

(3) コート、ソックス類は高校生らしい簡素な色、ワンポイントのものを着用すること。

2　校内では学校指定の上履きを用いること。

3　頭髪は常に清潔で品位を保つよう心掛ける。

4　校内ではピアス、ネックレスなどのアクセサリー類は身に付けないこと。

5　化粧、香水、アイプチ、エクステンションは厳禁とする。

6　カーディガンの着用について

(1) 「準制服」的な扱いとなるので、清楚・端正を一層心掛けること。

(2) 色は「制服同系の紺色及び黒色」とし、袖丈は「腕を伸ばして親指の付け根を限度」とする（オーバーサイズのものは認められない）。

(3) 腰丈ぐらいまでの長さとし、長いものは認めない。また、胸への小さなワンポイントまでは認める。

(4) 着用する場合、制服の「襟（セーラーカラー）」の部分は外に出し、本校生徒であることが一目でわかるようにすること。

(5) 行事等（卒業式など）の場合は着用が認められない。

(6) 寒暖の変化に応じた「体温調節」等、健康管理上の必要性から着用を認めるのであるから、カーディガンを着用することによってスカート丈が短くなったり、制服の着こなしがだらしなくなったりすることが助長されないように気をつけること。

7　やむ得ない理由により、制服の着用が難しい場合は、異装届けを提出すること。

8　髪の止めるピンについて

(1) 黒・紺・茶系統の髪を結ぶ右の写真に類似する大きさのゴム及びピンのようなものとする。

第5章　校内生活

学校の施設、教具、教材等は大切に使用するとともに、環境の整備に積極的に協力すること。

1　生徒会で議決した事項は積極的に協力し、これを実践する。
2　火気の使用は厳禁とする。
3　校舎、校具は十分に愛護し、故意にこれを破損、破棄、盗用してはならない。
4　校内で金品を紛失、あるいは拾得した場合は、速やかに係職員に届け出る。
5　図書館の利用については、その規則を遵守する。
6　校内での携帯電話の使用は、原則認めないが、授業・連絡で使用する際は、担任・教科担任の指示にしたがうこと。
7　威圧的、挑発的言動は厳に慎み、いかなる場合においても、絶対に暴力行為は行ってはいけない。
8　正当な理由なくして学校の行事に不参加、中途退出等をしない。
9　掲示や放送等はすべて関係職員の許可を受け、掲示については期限後は速やかに撤去する。
10　週番は、人数に応じて輪番制でおこなう。
11　ホームルーム委員は、クラスの総意を代表し、その自主運営上の任にあたる。

第6章　校外生活

校外生活は学校生活の成果を発揮する場所であるから、何事も生徒としての自覚を持ちながら、進んで社会の一員としての行動をとるよう心掛けなければならない。

1　職場にあっても高校生としての自覚と責任を持って行動する。
2　通学時における車内での礼儀、交通道徳の遵守に努める。
3　高校生にふさわしくない飲食店やパチンコ店への出入りは行わない。
4　服装や言動には注意し、暴力行為は厳に慎む。
5　事故のあった場合は保護者、学校、及び諸機関へ正確、迅速に連絡する。
6　２０歳以下の生徒においては、飲酒、喫煙は校内外を問わず、厳禁とする。

第7章　生徒会活動

生徒は自主的活動を通じて相互の親睦と向上を図り、日頃の学習の成果を実践錬磨すること。さらに、よりよい環境を作るために校内組織としての生徒会活動を活発に運営し、健全な学校生活を展開することが望ましい。

1　生徒会の総会、委員会等の会合は生徒会顧問と連絡をとり、指導を受ける。
2　生徒会費の値上げ等については、生徒会総会に諮り、学校長の許可を得るものとする。
3　対外的活動は事前に学校長の承認を得るものとする。
4　用具の購入は生徒会顧問の許可を得るものとする。
5　用具や部屋の使用は十分留意し、責任を持って行う。

第8章　部活動

部活動は、協調性を養い心身を健全に成長させる活動であるとともに、生徒の自主的・自発的な参加によって行われるものとする。

1　顧問の指導・指示に従って行う。

2　平日の活動時間は、顧問の指示に従う。

3　長期休業中の活動は、休業前に部顧問が活動計画書を提出し、校長の許可を得て行う。

4　部活動の停止

(1) 定期考査の１週間前

(2) その他校長が命じた場合

5　その他職員会議で審議された所定の事項を遵守すること。

部活動方針については、岩手県立釜石高等学校(定時制)の部活動に係る活動方針（別紙）を参照。

第9章　諸届

届出や願い書は､学校生活の秩序を保ち､自己の責任や所在を明らかにすることであるから、直ちに所定の手続きをとること。

1　遅刻、早退、欠席は所定の手続きをとること。

2　長期の療養や感染症等で欠席するときは、医師の診断書を添える。

3　忌引きのときは所定の手続きをとる。

期間は次のとおり認められる。

・配偶者　10 日

・父母　７日

・子　７日

・祖父母・兄弟姉妹　３日

・おじ又はおば　１日

4　疾病その他止むを得ない事情により、１か月以上欠席しなければならないときは、休学を願い出ることができる。

5　休学、転学、退学、復学をしようとする者は、事由を付して、保証人または保護者等の連署の上、校長に願い出ることができる。

6　休日登校して、校舎、校具を使用するときは、職員に届け出る。

7　その他諸届は所定の様式によって、届け出る。

第 10 章　就　業

1　届出制とする。

2　夜間の仕事は原則として認めない。

3　授業に支障をきたさないように配慮する。

4　職場で車両を使用する場合は所定の手続きを取ること。